

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第30号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成26年5月4日（日、祝日） 12時40分ごろ
発生場所	長崎県長崎市の ^の 野母埼西南西方沖 長崎市所在の ^{おおたてがみ} 大立神灯台から真方位250° 2.9海里付近 （概位 北緯32° 24.0′ 東経129° 12.2′）
事故等調査の経過	平成26年5月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート たつ丸、5トン未満（長さ5.60m）
船舶番号、船舶所有者等	292-44621長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、長崎県西海市片島南西方沖で釣りを行っていたが、平成26年5月3日11時ごろから錨泊して仮眠をとっていたところ、走錨して漂流を始めた。</p> <p>船長は、17時50分ごろ、目覚め、野母埼南西方沖まで漂流したことを知った。</p> <p>本船は、定係地の長崎県佐世保港に向けて帰り始めたが、4日12時40分ごろ、野母埼西南西方沖において、燃料不足となり、機関が停止して運航不能となった。</p> <p>本船は、船長の家族からの通報で捜索中の海上保安庁の航空機により、15時43分ごろ発見され、その後、来援した巡視船から燃料補給及び伴走を受けて定係地に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、携帯電話を携行していたが、家族から着信があつて目覚めた際、甲板に落として外れたバッテリーが甲板脇の溝にたまっていた海水に漬かり、使用できなくなったので、燃料不足になったとき、救助要請をすることができなかった。</p> <p>船長は、漂流に気付いたとき、燃料が約58ℓ残っており、本船が1ℓで約2km 航行できることから、佐世保港付近まで行けると思って帰り始めた。</p> <p>船長は、燃料節約のため、約7～10ノット（kn）の速力で航行したが、潮流で東方に流されるので、速力を約15kn に上げて航行し</p>

	<p>た。</p> <p>船長は、暗くなってから、進路を保持するためにGPSを使用しなかったため、方向を見失った状態で航行を続け、進路が蛇行したと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、片島南西方沖で錨泊していたところ、船長が仮眠中に走錨して野母埼南西方沖まで漂流し、佐世保港に向けて航行中、野母埼西南西方沖において、燃料不足となったことから、機関が停止して運航不能になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、片島南西方沖で錨泊していたところ、船長が仮眠中に走錨して野母埼南西方沖まで漂流し、佐世保港に向けて航行中、野母埼西南西方沖において、燃料不足となったため、機関が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錨泊するときは、錨が効いていることを十分に確認すること。 ・ 緊急時の連絡手段確保のため、通信機器の取扱いには注意すること。 ・ 夜航海を行うときは、方向を見失わないよう、GPS等で進路を確認すること。